

報道機関各位

屋外スポーツ施設の利用制限の延長について

新型コロナウイルス感染症について、町では5月10日(日)まで屋外スポーツ施設の利用制限を行ってまいりました。国の緊急事態宣言が全国に発令されている状況下につき拡大防止のため、屋外スポーツ施設の利用制限を延長します。

対象施設【町内の屋外スポーツ施設全て】

- ① 番場原第1グラウンド
- ② 番場原第2グラウンド
- ③ 上古田グラウンド
- ④ 沢グラウンド
- ⑤ 番場原テニスコート
- ⑥ 山の神マレットゴルフ場
- ⑦ 学校開放の各小学校庭

利用制限の内容

- ・大会、例会など、多数(10人以上)が集まるイベントについては、実施不可です。
(また、観客席の使用はできません)
- ・新規予約は、当面の間、行いません。
- ・予約済みであっても、少人数での実施や回数の減などにご協力ください。
- ・学校休校中は、屋外であっても児童生徒の集まりがないようにお願いします。

休館期間

当面の間

※再開の時期は、代表者への文書通知・町ホームページ・施設への再掲示などでお知らせします。

添付資料 有 無

文化スポーツ課 スポーツ振興係
(課長) 山口 弘司 (担当) 中坪 真之介
電話：0265-70-6601 (内線) 109
FAX：0265-79-6368
E-mail：shougai@town.minowa.lg.jp

関係各位

箕輪町 町長 白鳥政徳
箕輪町教育委員会 教育長 小池眞利子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策

屋外スポーツ施設の利用制限の延長について (通知)

新型コロナウイルス感染症対策の活動制限に対し、ご協力賜り感謝申し上げます。
箕輪町では、5月10日(日)まで感染症対策として利用制限を行ってまいりました。
国の緊急事態宣言が全国に発令されている状況下につき拡大防止のため、屋外施設の利用制限を延長します。

ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

記

1 対象施設

- ①番場原第1グラウンド・②番場原第2グラウンド・③上古田グラウンド
- ④沢グラウンド・⑤番場原テニスコート・⑥山の神マレットゴルフ場
- ⑦学校開放の各小学校校庭

2 制限期間 当面の間

※再開の時期は、代表者への文書通知・町ホームページ・施設への再掲示などでお知らせします。

3 利用制限の内容

- 1) 大会・例会など、多数(10人以上)が集まるイベントについては、実施不可です。
(また、観客席の使用はできません。)
- 2) 新規予約は、当面の間、行いません。
- 3) 予約済みであっても、少人数での実施や回数の減などにご協力ください。
- 4) 学校休校中は、屋外であっても児童生徒の集まりがないようにお願いします。

お問い合わせ先 箕輪町教育委員会文化スポーツ課スポーツ振興係
課長 山口弘司 担当 小池弘郷・中坪真之介
TEL 0265-70-6601
メール: shougai@town.minowa.lg.jp
箕輪町ホームページ: <https://www.town.minowa.lg.jp/>

